

鳥取県告示第553号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
リハビリテーション科	音声、言語機能障害 呼吸器機能障害	片桐 浩史	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく 機能障害	松田 英賢	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
眼科	視覚障害	神鳥 美智子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院